

SMS 用いて有料動画サイトの未納料金の請求にご注意 ～「アマゾンジャパン合同会社等をかたる架空請求」～

消費者の携帯電話に「有料動画の未納料金があります。本日中にご連絡なき場合は、法的手続きに移行いたします。アマゾン●●●●」などと告げ、しつこく金銭を支払わせようとする事業者に関して情報提供するとともに、被害の拡大防止のため、注意喚起します。

【H 30.6.29 消費者庁公表】

【なりすましに使われた事業者名称】

名称：アマゾン、アマゾンジャパン、アマゾンカスタマーセンター、アマゾンサポートセンターなどと記載され、いずれも名称に「アマゾン」が含まれています。

【具体的な事例の概要】

- ① アマゾンをかたる事業者は、消費者に架空請求の SMS（ショートメッセージサービス）^{*1} を送信します。
- ② SMS を見て不安を覚えた消費者は、SMS に記載された電話番号に電話をかけてしまいます。
- ③ アマゾンをかたる事業者は、電話をかけてきた消費者に対し、金銭を支払わせるために何度も偽りの説明をし、しつこく支払いを求め、その支払い手段として通販サイトのギフト券や、その他の前払い式電子マネーでの支払いを求めます。
- ④ いったん支払いに応じてしまうと、アマゾンをかたる事業者は、さらに消費者に対して執ように金銭の支払いを要求してきます。

※1:メールアドレスではなく、携帯電話番号を宛先に送受信するメッセージサービス

【消費者へのアドバイス】

実在するアマゾンは、本件と全く無関係です。

・実在するアマゾンは、SMS で未納料金を請求することはなく、未納料金の支払い手段として利用者にギフト券を購入させてその番号を連絡させるということはありません。「有料動画等の未納料金を支払え。アマゾン●●」という SMS は典型的な詐欺の手口です。**記載されている電話には、絶対に電話をかけないでください。**

・「本日中に連絡がない場合は、法的手段(訴訟)に移行する」などという SMS は典型的な詐欺の手口であり、相手を脅かし、せき立てて冷静な判断力を失わせようとする手口です。**絶対に連絡しないでください。**

・ギフト券等の前払い式電子マネーを購入し、その番号を連絡しろというのは典型的な詐欺の手口であり、**絶対に応じないでください。**悪質事業者は、多くの場合、支払い方法を指示します。一旦支払うとお金を取り戻すことは、極めて困難です。

消費生活相談のことなら・・・

➤ 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003

➤ 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP:050-5808-9600, 0584-69-3111

➤ 消費者ホットライン ☎^{いやや}188